

青葉区自治会・町内会長 各位

青葉区総務課長

青葉区版防災情報伝達システム訓練の実施について（通知）

日頃から青葉区の防災活動に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、平成28年9月からラジオと電話を活用した「青葉区版防災情報伝達システム」を独自に導入し、自治会・町内会等を対象とした訓練を実施しています。（詳細は添付の別紙1をご参照ください）

令和8年度につきましても、以下のとおり訓練を実施しますので御対応をお願いいたします。

1 訓練日時（予定）

- (1) 令和8年7月7日（火） 11：25～11：40
- (2) 令和8年10月29日（木） 18：15～18：30
- (3) 令和9年2月11日（木・祝） 11：25～11：40

※各訓練日の前日には、電話にて訓練実施のお知らせを発信します。

2 訓練内容

- (1) ラジオによる情報伝達訓練（各単会1台ずつお渡ししている専用防災ラジオを使用）
- (2) 電話による情報伝達訓練（各単会3人まで登録いただいている電話番号への一斉配信）

3 訓練当日に対応いただくこと

- (1) ラジオによる情報伝達訓練（専用防災ラジオ管理者のみ対象）

ア 訓練に際して、別添「専用防災ラジオの取扱方法」（別紙2）を参照し、専用防災ラジオを電源に接続しておいてください。

イ 専用防災ラジオは、自動起動した際、大きな音声から発信されます。また、訓練終了後は自動でラジオの電源が切れます。

ウ 専用防災ラジオの放送受信ができましたら、その旨を下記「電話による情報伝達訓練」で御回答ください。（訓練実施時間に専用防災ラジオの近くにいることができない方は、その旨を電話で御回答ください。）

- (2) 電話による情報伝達訓練（電話番号を登録されている全員が対象）

ア 電話番号を登録いただいた方（各単会3人まで）宛てに、050-3188-8400 から自動音声ガイダンスの電話がかかります。

イ 専用防災ラジオの保有の有無と、ラジオを保有している場合は受信状況等について、自動音声ガイダンスでお伺いします。案内に沿って、電話のボタンを操作し御回答ください。

ウ 電話に出られなかった場合には折り返して発信し、自動音声ガイダンスの案内に沿って御回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

4 青葉区版防災情報伝達システム説明資料について

- (1) 青葉区版情報伝達システムについて（別紙1）
- (2) 専用防災ラジオの取扱方法（別紙2）
- (3) 【参考】青葉区版防災情報伝達システム登録者の変更について（3月区連会にて依頼済み）

5 ホームページでの周知について

青葉区ホームページにて、本訓練の日程について掲載しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/bosai_bohan/saigai/machibou/systemtraining.html



【担当・問い合わせ先】

青葉区総務課庶務係（防災担当）

担 当：田仲、小高、黒岩

電 話：045-978-2213

メー ル：ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

青葉区版防災情報伝達システムについて

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、ラジオと電話を活用した2つの情報伝達システムを独自に導入し、平成28年9月から運用を開始しました。

町の防災組織である自治会・町内会や、地域防災拠点運営委員会等の皆様には、災害時の区役所からの情報を得る手段の一つとして、ご活用していただきたいと考えています。

運用例としては、避難指示、土砂災害警戒情報、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情報を伝達します。

その情報を地域で活用していただき、災害の被害を減らすことを目指しています。

ラジオによる情報伝達システム

- ・FMサルースの電波を使い緊急情報を発信
- ・災害時には、FMサルースまたは区役所から緊急放送を発信
- ・緊急情報の場合は、専用ラジオで自動受信
電源がOFFでも自動起動
- ・イッツコム加入世帯は、イッツコムの回線から電波をとることが可能



電話による情報伝達システム

- ・自治会、町内会長や地域防災拠点運営委員長等の登録番号へ一斉に電話で緊急情報を配信
- ・情報と質問を自動音声で伝達し、電話のプッシュボタンによる番号回答を即時にシステムで集計



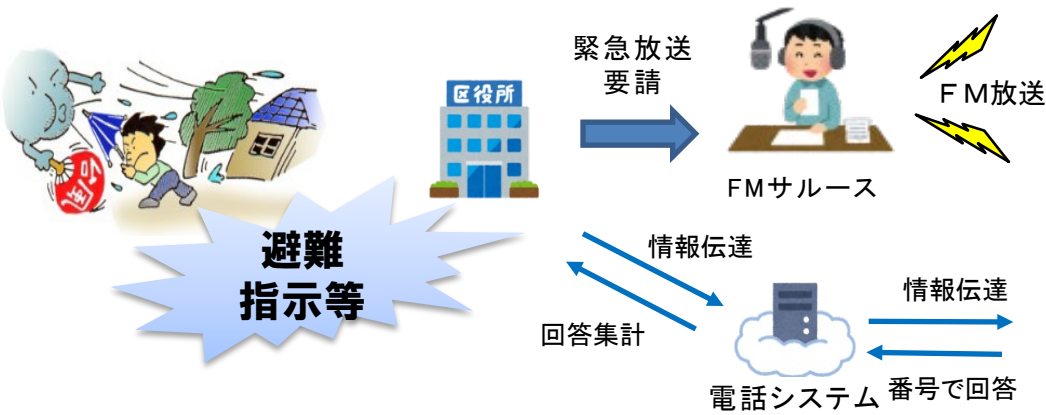
【例】避難所を開設できますか？

できる場合は1を、できない場合は2を…

システムの運用について

- ・ラジオによる情報伝達システムで使用する防災ラジオについては、区役所から貸与しています。
- ・電話による情報伝達システムについては、特別な機材の設置等は必要ありません。お手持ちの携帯電話または、ご自宅の固定電話の番号を登録していただき、災害発生時に機械音声による情報伝達を行います。
- ・専用防災ラジオの管理者及び電話システム登録電話番号について、区役所が管理するため、御登録していただきます。
- ・登録者が変更になる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、区役所に変更情報の御連絡をいただきます。

システムイメージ図



《大地震等発生による緊急性の高い場合》



自治会・町内会
地域防災拠点運営委員会
防災関係機関



地域での
助け合い



※電源がOFFでも自動起動して緊急放送を受信します。

※専用防災ラジオでなくても、一般的なラジオの周波数をFM84.1に合わせれば、同じ放送を聴くことができます。

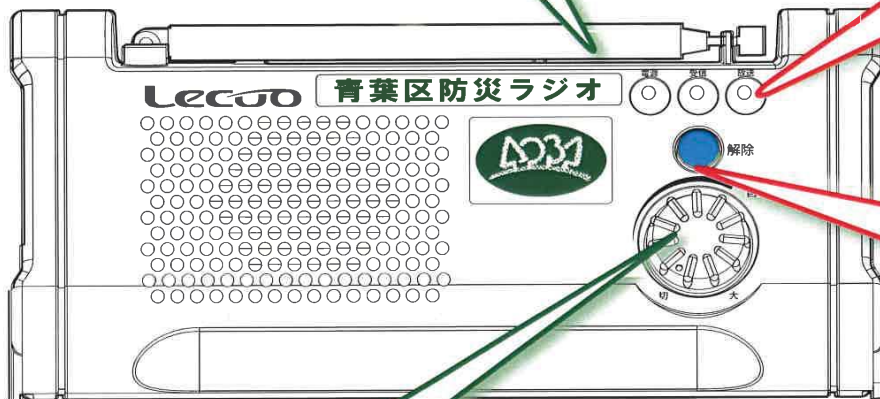
保存用

ラジオ放送を聞く

このラジオは、青葉区の緊急放送を受信するためのラジオです。スイッチを切った状態でも緊急事態を知らせる放送が流れる時には、自動起動します。

② アンテナを引き伸ばす

アンテナを動かして、雑音が少なくなるように調整します。
※窓際に置くと電波の入りが良くなります。



① スイッチ/音量ツマミ

時計方向にカチッと音がするまで回すとスイッチが入ります。
時計方向に回すと音量が大きくなります。

使用方法に関するお問い合わせ

横浜市青葉区役所総務部総務課

045-978-2213

(平日: 午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時)

放送表示ランプ

緊急放送信号を受信すると放送表示ランプが青色点滅(●)します。

解除ボタン(青ボタン)

緊急放送が大音量で流れている時に、この解除ボタンを押すと、大音量が解除されます。

◆ 配布元 ◆

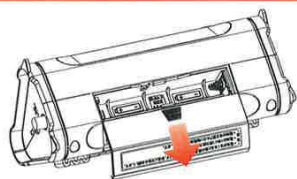
横浜市青葉区役所総務部総務課
横浜市青葉区市ヶ尾町31-4

◆ 製造元 ◆

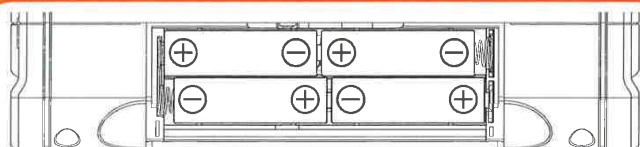
株式会社CSR
神奈川県相模原市南区相模大野5丁目33番4号

保存用

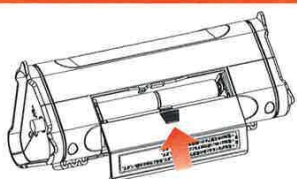
ラジオを聞くための準備



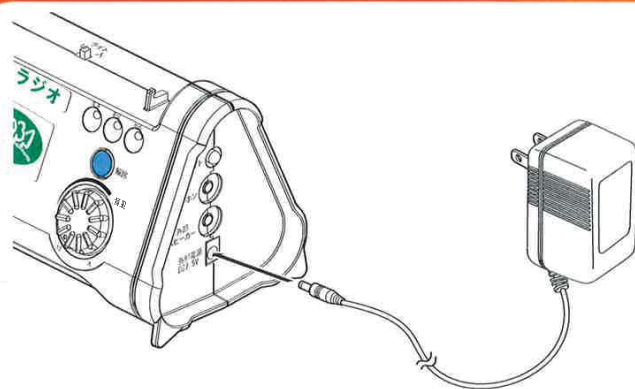
① 電池入れのふたを開けます



② 付属の単3形アルカリ乾電池を4本入れます



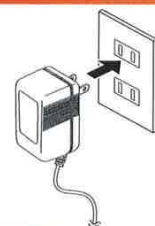
③ 電池を入れたら、ふたを閉めます



④ ACアダプターのプラグを外部電源端子に挿し込みます

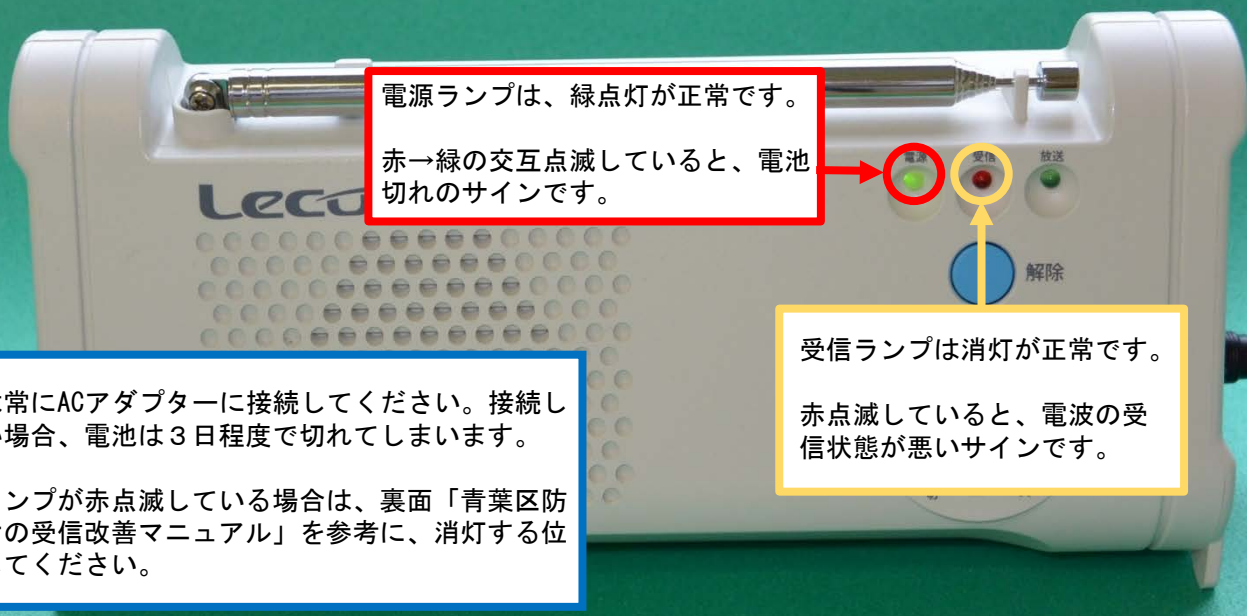
⑤ ACアダプターをコンセントに挿します

これでラジオを聞く準備ができました



※普段は家庭用電源でラジオを聞くことができますが、非常時の停電に備えて乾電池を入れておきましょう

青葉区防災ラジオのランプ状態説明資料



青葉区防災ラジオの受信改善マニュアル

FM84.1MHz FMサルスは、コミュニティーFM局に認可される最大の送信出力20Wで放送しています。小さな出力のため、放送エリアである青葉区内でも、距離や地形、周辺の環境により、受信状態が悪い場合があります。

その際は、ラジオの置き場所を変えたり、FM専用アンテナを設置することで、受信状態が良くなる場合がありますので、受信改善策をご紹介します。※改善の目安…ラジオの受信ランプ(赤)の点滅が消える

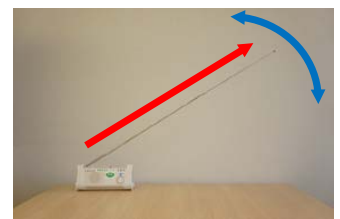
受信対策① ラジオの置き場所を変える。

ラジオを置く場所は、屋外や窓に近い位置のほうが良好に受信できます。電波塔は、たまプラーザ駅周辺に設置されています。ラジオを家の中で動かして、一番良く電波が入る場所を探してください。



受信対策② ラジオの本体の向きやアンテナの方向を変える。

アンテナは、必ず全て伸ばしきってください。その後、様々な方向にアンテナを動かしてみてください。また、ラジオの向きを変えることによって、受信状況が改善する場合があります。



受信対策③ 外部アンテナを活用する。

(1) T字アンテナ(ラジオ付属品)

T型FMアンテナは、アンテナ側をT字に張り、窓際の壁や、窓に水平に固定して張り付けます。アンテナ線を張る場所や方向、形などをいろいろと変えてみてください。受信状況が大幅に改善される場合があります。



(2) テレビアンテナ線※ケーブルテレビ伊ツコム加入世帯

屋内では受信感度が十分得られない場合は、ケーブルテレビ伊ツコムの端子から分配機を介して、同軸ケーブルで防災ラジオに接続していただきますと良好に受信することができます。



令和8年3月23日

自治会・町内会長 各位

青葉区総務課長

青葉区版防災情報伝達システム登録者の変更について（依頼）

日頃から青葉区の防災活動に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の一つとして、平成28年9月から「青葉区版防災情報伝達システム」を運用しています。本システムは、電話や専用防災ラジオを活用し、自治会・町内会や地域防災拠点運営委員会等の皆様に避難指示等の情報を伝達します。

新年度に入り、専用防災ラジオの管理者（各単会1台ずつ）の変更がある場合は、確実な引継ぎをお願いいたします。

また、専用防災ラジオの管理者や、電話による情報伝達システムの登録者（各単会3人まで）に変更が生じる場合には、別紙「青葉区版防災情報伝達システム登録申請用紙」に御記入の上、令和8年5月29日（金）までに御提出をお願いいたします。

なお、登録者に変更がない場合は、提出不要です。

【提出方法】

電子メール、郵送、持参で下記担当まで御提出ください。

※登録申請紙については、青葉区連合自治会長会トップページから「その他（提出書類様式等）」をクリックし、「■青葉区版防災情報伝達システム」の項目内に掲載しています。

【担当・提出先】

〒225-0024

横浜市青葉区市ケ尾町31番地4

青葉区役所総務課防災担当

小島、亀谷、黒岩

TEL：045-978-2213

E-Mail：ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

青葉区版防災情報伝達システム登録申請用紙

令和 年 月 日

(申請先) 青葉区長 あて

団体名
所在地 横浜市青葉区
(フリガナ)
代表者氏名
電話番号

下記のとおり「専用防災ラジオ」の管理者情報及び「電話システム」からの情報を受信する電話番号を変更します。

なお、貸与された専用防災ラジオは、下記の管理方法を遵守します。

記

管理方法

- 1 専用防災ラジオは、常に正常な受信状態を保つよう管理します。
- 2 専用防災ラジオを紛失または毀損した場合は、速やかに青葉区に連絡します。
- 3 専用防災ラジオの改造その他の原形に変更を加える行為はしません。
- 4 専用防災ラジオを必要としなくなったときは、青葉区に返還します。

申請年月日	令和 年 月 日
専用防災ラジオ管理者 電話システム登録者①	氏名： 役職： 電話番号：
電話システム登録者②	氏名： 役職： 電話番号：
電話システム登録者③	氏名： 役職： 電話番号：

※専用防災ラジオ管理者と電話システム登録者①は、同一の方でお願いします。

※登録は1団体につき、3名までとなります。

※横浜市青葉区処理欄（申請者は記入しないでください）

① 貸与年月日	令和 年 月 日
② 受信機番号	[] 付属貸与品（ 外付アンテナ ・ 分配器 ）
③ 備考	

※上記の個人情報については、青葉区版防災情報伝達システム事業の目的以外には使用しません。